

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 令和 2年10月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 令和 2年10月 6日
3. 開会の日 令和 2年10月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 宮 本 政 文
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 宮 本 政 文 委員・池 田 香代子 委員
野 田 勝 彦 委員・稲 田 直 樹 委員
大 坂 秀 美 委員・谷 川 英 昭 委員
西 山 修 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 石 川 浩 委員
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（町農業委員会許可分） 3件
申請人 ~~譲渡人~~（貸人） ~~譲受人~~（借人）
長 尾 賢 治 唐 立 修
~~譲渡人~~（~~貸人~~） ~~譲受人~~（~~借人~~）
平 尾 克 枝 唐 立 修
宮 本 紘 行 宮 本 文 男
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 宮 本 紘 行
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 ~~譲渡人~~（~~貸人~~） ~~譲受人~~（~~借人~~）
松 田 成 司 山 口 陽 次
議案第4号 その他
10. 開 会 午前 9時33分
11. 閉 会 午前10時15分

午前9時33分 開会

○宮本会長 では、おはようございます。

令和2年10月の農業委員会を開催いたします。

本日の署名委員としまして、池田さんと野田さんをお願いします。

では、事務局のほうから議案どうぞ。

○事務局 第1号議案の説明をする。

○宮本会長 では、第1号議案につきまして、地元の。

○事務局 これは池になるんで。

○宮本会長 池ですか。

○事務局 はい。新池になります。

○宮本会長 そうしたら、どちらの考えですか。

○事務局 この中にはありません。

○宮本会長 ありません。

○事務局 新池はいけるんですか。立会いしてないですよ。

○谷川委員 これは異議なしで。

○宮本会長 一応、3条議案ということで、これ農地はそのまま農地ということで、使用するという意味だと理解してよろしいか。

○事務局 そうです。4条、5条になれば、各水利の意見を聞くようになるんですけども、農地を農地で借りたり買うということでございますので、水利は一切、そのままの現況で変わりません。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 令和2年4月1日からということで、遡って契約するということ。

○事務局 もう借りてる、ちょっと草がぼうぼうになっとるんで、もう耕すというお話は聞いてます。

○大坂委員 遡って4月1日から……。

○事務局 2番も引き続き行きましょうか、一緒に。関連があるんで。

それでは、2番の説明をする。

○宮本会長 そうしたら、1番と2番は関連事項ということで一括承認としたいと思いません。

何か意見ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、次に移ります。

○事務局 続きましても、同じく3条と4条の分に関連をしてはくるんですけども、3条で4条の説明をする。

○大坂委員 この部分については、長縄手水利組合は理解しております。

○宮本会長 そうしたら、3条と4条の件、一括で審議をお願いします。

そうしたら、3条の件いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 3条の件は異議なしということで、続きまして4条の件でございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしです。

そうしたら次、議案第3号をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号の説明をする。

○宮本会長 そうしたら、議案第3号皆さんの御意見いかがでしょうか。

一応問題ないということで、了承させていただいて結構でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、異議なしと。

○事務局 それでは、事前に会長にはお話をしたんですけども、議案終了時、その他があるんですけども、その前に大坂様がブロッコリーの出荷等々で忙しいんで、議案だけは出席させてもらって、その他に関しては退席させてほしいという申出がございまして、会長に御報告したところ構いませんよということでございましたので、ここで大坂さんは退席という形とらせていただきます。

○大坂委員 どうも失礼します。

○事務局 大坂さん、後でまたこれだけ、これまだ話ししてないんやろう。

○事務局 資料は渡しました。

○事務局 また返事ください。

○大坂委員 連絡入れます。

○事務局 すいません、それでは議案のほうに戻らせていただきます。

第4号議案です。

その他ということで、うちの佐藤のほうから御報告がございまして。

○事務局 会の前に、資料のほうをお渡ししておりますけど、まず研修会のほうで市町の農業委員、農地利用最適化推進委員研修会のほうが11月30日にアイレックスのほうで行われます。また、皆さん来月の農業委員会のときには御出席のほうをお聞きして、皆さんできるだけ御参加いただいて、参加される場合はまた役場のほうで1時とか12時、12時半から1時の間ぐらいで集合時間のほうを決めて……。

○事務局 向こう1時半やろ。1時で多分大丈夫やろう。30分もありゃ行くわ。

○事務局 御集合いただきまして参加したいと思いますので、よろしく願います。内容については、先ほど配付した紙のほうに書いておりますので、またお読みください。その際に、一応こちら、前多分8月ぐらいにお配りしたと思うんですけど、こちらのほうを一緒にお持ちいただきますようお願いいたします。

あともう一点は、県の農業会議のほうから図書の御案内のほうがありましたので、皆さんに配付させていただいております。

本日は以上です。

○宮本会長 事務局のほうないですか。

○事務局 私のほうはございません。

○宮本会長 そうしたら、ちょっと大坂委員が退席したんですけども、前回は申し上げておりました前期からの申し送り事項の検討を続けてやりたいと思います。

要望書と交付金の要領の協議なんですけども、そしたら交付金の要領につきましては、前々回、ちょっと大坂さんおられないですけど、8月のときに谷川委員が欠席したんで、9月のときに谷川委員出席の下、これについての意見を聞いて進めてくださいということで、谷川委員9月出席いただきました。

要約としましては、この補助金の話は一応6年間だと。そして、谷川委員がたくさん委託されて、今稲作ってるんですけど、人的な口約束の契約で1年契約という形で進めていると。これを進めてみても、この交付金の申請を進めてみても、なかなか受けてくれる人がほとんどいないんだというような実情を伺いました。ちょっと、また大坂さんおらん、大坂さんもブロッコリーとか米作とかいろいろ受けてやられとんで意見を聞こうと思ったんですが、今ちょっと事務局のほうから、私も承認しましたけども退席されたんで何うことができませんでした。

取りあえず、本日はこの補助金交付要領の見直しについて、ちょっともうまとめていきたいなあと思います。

なので、今までの話から考えてみたんですけども、事務局のほうも例えば3年に、今6年なんですけど、6年の2万円という条件なんですけど、事務局のほうからもう3年に、例えば3年にすると。これは、もう言葉は悪いんですがくれるみたいな形になって、いわゆる交付金をそこに投入するのはいかかというふうな意見もありました。ちなみに、土地改良なんかには言わせたら8年の縛りということで、相当な条件がある中で例えばこれを見直して、これというのは交付金の要領を見直して、もう少し短くするというのを、これはちょっと難しいかなと。

一方、宇多津町内の農地は、大体皆さん資産としてお持ちの方も結構認識が高いかなあと思われま。何か話があれば、もう子供もしないよ、機械も古くなったよ、誰かしてくれる人おったら頼むけど。あるいは、もうこの際離農しようかというのを、それが全くの実情やと私の近所でも聞きますし、なかなか厳しい状況ではあると認識します。

一方、この交付要領が、これ私の意見なんですけど、一方この交付要領がなかなか皆さんに行き渡ってない、あるいは知らしめられてない部分もあろうかと思ひます。それをもって、一応この状態のまま、この今の現状の状態のまま、来年農地のアンケートをやる予定だと伺ってます。今は、データ整理ですか。

○事務局 今、リストをつくって、ほぼできてきたんです。180人程度で、次の農業委員会には皆さんにリストのほうをお見せして、見ていただいて、中には亡くなられている方とかもいらっしやいますんで、そういう情報もいただけたらと思ひます。来月には御提示できると思ひます。

○宮本会長 事務局のほうから今申しあげましたように、11月の農業委員会で今リストを皆さんのほうへ提示できるという話。送付に関しては、まだその先になるわけでしょう。

○事務局 そうですね。ちょっとやり方については、またここで議論させていただきたいと思ひます。

○宮本会長 分かりました。そうしたら11月のときに議論を、またそのアンケートについての議論。前いただいたアンケートの案がありますから、それから皆さん見直ししていただいて、多分資料皆さんお渡しされてると思ひますので、それを含めてアンケートを見直すと、あるいは議論していただくということです。

170ぐらいしかないんですかね。

○事務局 180、実際はたくさんいるんですけど、やはりちょっと数が多いので、一応

約1反以上を営農されている方で絞って180という数字が出たんです。

○宮本会長 そうしたら、すいませんちょっと話があるんですが、その残りの方はもう第2次という形になるわけですか。

○事務局 第2次か、県の農業会議とも話したんですけど、もうさすがに数が多過ぎてという場合はそこで抽出して、代表的に整理してもらい、傾向をつかむでも構わないということになってますので、全ての農地をお持ちの方といたら、800人とか900人とかになるんで、ちょっと難しいかなというところです。

○宮本会長 分かりました。それも含めまして、来月の農業委員会で議論いただくと。

そして、これ私の個人的な意見なんですけど、この交付要領は現状はアンケートを送付する際に添付していただいて、それでこの宇多津町にこういう交付要領があるんだよというのを認識していただいて、それでそのアンケートの回答と同時に何かのアクションがあればというのを期待しております。それで、そのアンケートが終わって何もアクションがなければ、再度また見直しなり、皆さんの御意見を聞いて考えていきたいなあと。すなわち、現状の交付要領を今のままアンケートで周知していきたいと。それで、知らない人にもこれで周知は主立った1反以上お持ちの方には周知ができるだろうと。それで、その所有者の方からどうだろうかと、あるいはやりたいというようなアクションがあれば、それはそれで結構ですし、なければなければで結果的に再度見直し、もしくは廃止を含めた見直しをやっていけたらなあというのが私の意見です。

今言いましたように、11月ですので、これから皆さんの中で、いやいやこういうふうにしたらどうやという意見があれば、まだまだ期限ありますので、近所の方とか知り合いの方でまた意見を聞いていただいて、再度提案していただけるのも結構かと思っておりますので、一応私はそういう意見を持っています。

皆さんの意見はいかがでしょうか。

どうぞ、稲田委員。

○稲田委員 ちょっと確認をしたいです。

この農地、農業委員会が作成した分ですけども、2万円という形。これは、当然借手、貸手という。その借手と貸手同士の契約があって、それをした方には2万円を送るということなんですか。

○事務局 基本的には、さっき言うたように農業委員会の3条での使用貸借なりにおいての6年契約とかという、あとはうちでなくても構わないと。要綱上見直しをかけておるん

ですけども、今県のほうに宇多津町は全域農地中間管理機構の部分の貸し借りの範囲内に入っております。4月1日から。農振でなくてもという形で、法律が改正になったことによって入っておりますので、逆に言うたら農地中間管理機構が貸手、借手を見つけて、マッチングをしてという話になれば、それは出すという形になります。今までは1つだったんが2つになるという形になります。

○稲田委員 借手と貸手が、例えば逆に幾らで借りましょうというような話ができて、それプラス2万円ということでもいいんですね。

○宮本会長 はい、そうです。

○事務局 実際の話をしてますと、貸手、借手ほとんどゼロ的な扱い。

○稲田委員 ですか、今は。

○宮本会長 まあまあ、私も聞くんですが水利費は借手が払いましょうねぐらいのところまでは……。

○事務局 貸手のほうが、まだマイナスぐらいですよ。

○稲田委員 そうですか。

○事務局 逆に言うたら固定資産税あるでしょう、ほんで水利費があるでしょう、そういう部分を全部貸手のほうが払ったりしよる。そこまで多分細かくはしてないはずなので、田んぼ借りて何ぼやという話、何ぼになるんか、もしくは借りてでも耕して田植してっていう部分で終わると。だけん、もう微々たるもんであるんですけども、固定資産税とか水利費はもう貸してるほうが払ってるケースが多い。何ら収入は、その代わりその田んぼからの収入は一切ないから、それを考えたらそういう形になってしまうという形です。

○稲田委員 ある程度借り賃っていうか、そういうのが入ってて、それにそういうのがみんな、それだとお互い実際に、実質2万円しか入らないということなんですね。

○宮本会長 そうです。

○事務局 実質は、今回の2万円しか入らないというのが実情だと。多分、私聞いているのは、多分もう田植から全部して、その田んぼを使うだけした分で収入上がった分は借手が全部持っていくということが出来るわな。貸手には何もないということで、多分そんなに細かくは、さっきも言うたように固定資産税とか安い分ですけども、固定資産税とか水利費っていうんは多分、私聞いている範囲ではもう持っている本人の口座から落ちたりという形というふうには聞いてます。

○宮本会長 実は、この要領を作るときに私も強く要望して作らせていただいたんです

が、農地は非常に法律的に縛りが多いということで、あるいは貸してもなかなか返してくれない。知事の承認がなければ、昔は口頭でやっても、いやいや借りた人が返さんよと言うたら知事の承認まで行かなんだら返してもらえないという昔は紛争があった。そういう意味で、私のこれちょっと提案させて、要領を作るときに提案させてもらったのは、2万円の話は6年の水利費ぐらいかと。あるいは、3条で一応農業委員会の縛りをつければ、返す返さんという紛争、これは解決できるだろうということで、それを踏まえて私はこれを作ってほしいという部分を要望した個人的な意見なんです、そういう希望があったんです。

そういう意味で、AさんとBさんが個人で今貸借してますよ。あるいは、今からしようと思いますよ。それは、話合いで、例えば2万円で貸してください。それは、もう個人個人の契約なんで、それはええです。だから、今申し上げたように、2万円というのは完全に上乗せなら上乗せの意味もある。もう一つは、契約でこじれないように3条縛りをつけましょうと、それが目的だったんです。

何か意見があれば。

○事務局 それと、実際に経営安定化対策の部分での農協のやり取りの中で、今多分皆さん活用してるのは、農業委員会を通らない農協が作ってる受委託契約ということでやられる部分なんで、あくまで農業委員会には通らない、経営安定化対策でお金をくれるときに、そういう部分をやってるんが、それがそのまま引き継がれているのが実情です。本当は、農業委員会としては文句はそのときにがいにやっとなんですけど、結局その経営安定化対策は初めですから、初期の安定化対策、そのときにたしかがいに農業委員会通さんとか、それやるんおかしいんでないかという紛争があったというんは聞いてますけども、結局それがそのまま農協で生き残ってるんで、いまだに逆に言うたらこういう問合せが来たら、うちは農業委員会として3条出してくださいよって言いますが、手間なんで農協の、農協のだったら経営、くれよりますよね。4枚か5枚のやつ。あそこに誰それに貸した、受委託契約受けた。ほな農地は動く。うちは動かないんですけど、農協のシステム上は動く。ただ、ほないろんなことを考えた場合に、油の税金とか、そういうときには結局はその数値は出てこないんで、それを受ける人に関してはやっぱり出しとくほうが農地的にはいいかなとは思いますが、そこら辺は度外視してるので、ちょっとうちとしては何とも言えない。

○宮本会長 西山委員どうぞ。

○西山委員 これは、双方に出るんですか。

○事務局 双方に出ます。

○宮本会長 2万円ですか。

○西山委員 例えば、貸すほうと両方が2万円もらえるのか。

○宮本会長 両方に出ますよ、当然。

○西山委員 ああそうですか。

○事務局 あくまで県のやっとなる分の農振自体は、貸手のは国、借手のほうは県ということで、2万円、2万円という形になります。

○西山委員 例えば、それで行ったら、今日出ました唐立さんの借地みたいなんありますよね。ああいうのは、年数が合えば、それも本来はできるということ。

○事務局 そうそうそうそう。一応は、そのときに話はしておりますけど、それには乗らないというお話です。

○西山委員 制約がかかってくるから。

○事務局 いや、制約自体はかからないんですけど、ただ向こうとの話合いの中で相手方が逆に最低3年っていう部分で多分契約しとけば、それ以上になれば逆に言うたら息子さんが、もう代が変わってるんで田んぼせんけん売るわとかと言うたら、逆に言うたら唐立さんが買うかも分からんしっていう部分もあるし、そこら辺の部分の……。

○谷川委員 この長尾さんの分がそれじゃが。適用せんのじゃが。6年間長い。

○西山委員 長いでしょう。

○谷川委員 これもう、今までうちが作っじょったんや。

○西山委員 ああ、そうですか。

○谷川委員 ほんで、今度唐立さんが百姓の権利というて3反持たないかん。ほんで、長尾さんとの田んぼを作って3段に持っていくかというて話が初めやったんや。ほいで、今は我々が、うちらがしよんはこれじゃがな。農協のこれで行きよんじゃがいな。一年一年の。ほいで、もうこれでこういう貸し借りでいっとります。

○事務局 だきん、それをうちに見せられるとそれはもうアウトなんです。はっきり言って。

○谷川委員 3条申請は出てないもでてない。ほなきん、3条が出んきに、油のあれも券も買えん。正式な3条のほうで出しとったら、油も減税のあの分で申請ができるけど、できんのや。一年一年や。

○事務局 行く行くは、もう中身を見ると、多分農協もそれは経営安定化対策の部分も稲作にはもう出ないんで、多分それももう消えていくかなというふうな認識もあるんはあるんですけどね。

○谷川委員 特に、また宇多津の場合は宅地になるのが早いけんな。ほなけんなかなか、うちも今度あるんじゃ、それも。ほいで、どないしようかと言うてきたけに、いやもうちはおたくの地主さんの好きなほうにしたらええがなと言うて。ほいで、やっぱり6年は長いわなと。せめて3年ぐらいにならんのかなというけども、それはいかんのやと。うちのほうも法律的に、町も3年というんは認めてくれんの。やっぱり県と一緒に6年やけに、ほなけんというんで、もうそれやったら一年一年の契約せんかというて、これを一々農協でしよんをもろうてきて、私や早くも名前書いて相手のほうに持っていこうと思ってな。もう一年一年よ。ほいで、その2万円やというんじゃ地主さんのほうにも。そんなな2万円や要らんとゆうんや。ほんで、もう1年で、ほいでもう一年一年のほうかええと言うんじゃ、相手がな。そないに言われたら西山委員さん、前向いて進めんのよ。ほんで、もうぼんと行かんかなと。

○西山委員 僕も思いますね。これは、規制がかかるとる地域であれば、それが動かしにくいということで保全という意味合いでできるのかもしれないけども。

○事務局 実際、町としては本当は農地は遊水地の考えでいくと残してほしいんですけども、今の状況では宅地化すると遊水地がなくなると。それによって、実際のところ旧町内やっていつ水が押し寄せてくるか分からない。今までは田んぼがあったから遊水地ということで、自分のところである程度その田んぼの中で水を抱えるというふうな中でそんなに氾濫は起きてないという中で、鴨田も動いてはおるんですけど実質は止まっていると。あれがもっと広がってくれば、それも少しは解消するのかなというふうには思うんですけど。

○西山委員 調整区域がのいた時点で縛りはあそこは外してしもたよになつとる。

○事務局 そうですね。平成16年に都市計画上の調整区域が外れたことで、ほんでほかの地域に関して、丸亀とか坂出、ほかの地域に関しては農振地域がもともとありますので、それをのけるがためには最低年4回しかしないんです。そこで、審査を受けて、それで初めて4条なり5条っていうことになるんで、相当の倍数がかかると。ただ、宇多津町に関しては、農振がないがためにもう一発でこういうふうに出てくると。うちへかかって、何もなけりゃそのまま県に行って、県がオーケーと言うたらそのまま通るという形に

なるんで、実際時間がかかれば業者のほうも嫌うんですけど、今のところ業者も宇多津町内は走り回っじよりますから。

○谷川委員 町外は規制かけとらんけんな。

○西山委員 農地保全ができてにくい土地ですから、宇多津町は。

○谷川委員 ほなけに、今は規制がかかったらんだけ宇多津がこういうのにも、宅地がよけ建ちよんも、これええか悪いかは別で。

○事務局 行政としては、本当はしてほしくないんですよ。ただ、もう実際のところお年寄りの方、高齢化してきてる状況ですんで、息子さんたちがするかといたら都会へ行ったり、そんなところで就職してるがために帰ってこない。帰ってこないということは、誰かにしてもらおうと。それがなければ売ってしもて金にしてという。その財産価値っていうのを皆さんが考えていくんで、人に貸しては取られるとかという人もおるし、いろんな考えの方がおられるんで、それは何とも言えないですけどね。

○谷川委員 来年は、また年明けたらうちやって川東またがいに減るんじやが。

○西山委員 あそこのところですか。

○谷川委員 中学校のそばの。

○西山委員 中学校の手前側の高架の横の。

○谷川委員 うん、あそこだってもうはや昨日ちょっと立会に行ったぐらい。

○西山委員 あその土地ですよ。

○谷川委員 もうほなけん、岩屋の水利組合のほうの銭があれや、持ち出しせないかんようになってしもたのという話してもうた。そうかといって、それ売ったらいかんとは言えんしな。ほなけん、不動産屋も宇多津ばかり来るんじやが。

○宮本会長 ということで、皆さんいろいろな意見、感想あるいは実感しておられる部分多々あろうかと思えますけども、一応この補助金の交付要領につきましては、金額的にも不満もありながらあるいは横並びという形を取れば、宇多津だけ突出するわけにもいきません。年数に関しても、今申し上げましたように6年というのはなかなか、これを短縮するのも非常に難しい状況だと。あるいは、資産的価値も宇多津は結構人気があるとこなんで、そういう意味で本来はこういう交付金をお渡しすることによって、少しでも保全していきたいなあということで作っていったんですが、現状は非常に厳しい状態は皆さん認識されていると思います。

一応、私はそういうふうにPRの一環としてこれをアンケートの中に添付してお送りし

たいと思います。それで、これは前会長の6月の農業委員会のおきにも前会長が提案されたんで、私もそれは十分やっていただきたいなあというふうに申し上げたことなんですが、皆さんの意見も集約して、一応この交付金の要領につきましてはそういう方向で取りまとめたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 大坂さん退席されてますので、一応11月にもこの話はもう一遍させていただきたいと思いますが、今現状出席の委員の賛同はいただいたというふうに理解しますので、事務局のほうへ、またちょっと個人的にはフローチャートでも作ってもらえたら思いますんで、また一応この案につきましては今の方向で収束という形を迎えたいと思います。

要望書なんですけど、町長への要望書。一応、文書的には今のところいただけてますけど、今日の議論は会長としましては補助金要領を今日の項目にしたかったんで、要望書につきましては一番最後の農業予算関連拡充ということで、これが今までなかった追加項目なんで、11月の農業委員会で皆様の個々の委員が、私はこういう項目にこういうぐらいの補助金を新設してほしいというような意見を皆さん持って出席していただきたいと思います。それをもちまして、要望書のほうも終結の方向へ向かっていきたいというふうに考えております。

農業予算、結構これは皆さん今意見が出ましたように宅地化されてますので、28年かといえば毎年もう5年になりますけど、1,000万円ほど固定資産税が増えていくというふうに試算できますので、皆さんのほうでもそれを認識して、農業のほうに少しでもこういう予算をつけていただきたいという項目を皆さんのほうで提案していただいて、その中で議論し、そしてこれに絞ってこうしましょうかという方向で11月の委員会をしたいと思えます。

なお、万が一欠席の方がおられましたら、口頭でも事務局のほうへ欠席と並びに私はこういう項目でこういうふうにしたいというのを連絡ください。11月のときに、事務局のほうから発表していただくと。そうすることによって、月1回しか集まりませんので、それだんだんと延びていきますと、もう来月は4回目のこの議論をさせていただくことになりますので、当然これは来年度の予算には個人的には間に合わないとは考えますが、皆さんのをまとめますと次の補正予算、できればつけていきたいなあ、お願いしていきたいなあと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

何か意見、もしくは追加のお話があれば各委員どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら閉会とします。

午前10時15分 閉会